



高羽奈美子さんの夫・悟さんが
借り続けているアパート。玄関
の床に犯人の血痕が残る
—名古屋市中区で、福島祥撮影

歯科検診日に「〇」をつけたカレンダー、鏡台のイスに掛けられた袖なしの半纏……。室内の光景は16年前のあの日とほとんど変わらない。玄関の床に落ちた犯人の血痕も当時のままで。

1999年11月、名古屋市中区の主婦、高羽奈美子さん(当時32歳)がアパートの自宅で殺害され、夫の悟さん(59)と当時2歳の長男航平さん(18)が残された。父子は直後に転居したが、アパートは借り続けている。「犯人が逮捕された時、ここに立ち会わせたい」。悟さんは理由をそう話す。

2010年4月に公訴時効が廃止され、犯人逮捕の望みはつながった。だが悟さんの胸に不安が膨らみつつある。「あの部屋をいつまで維持できる

遺族 重い経済負担

検証

時効廃止5年

⑤

だろう。会社員の収入がいつまでも続くわけではない。これまで16年間に払った家賃は約1500万円。「家賃を払い続けて、犯人が捕まればいい。もし捕まらなかつたら……」。悟さんは自らに言い聞かせるように話す。

「やはり、この道しかなかったと思うのだから」時効が廃止された後も、被害者の遺族が経済的な負担を抱える現実はいまも変わっていない。

01年2月、福岡市東区で、金丸金次郎さん(当時81歳)と妻愛子さん(同73歳)が殺害された事件。娘の会社員、藤堂早苗さん(60)千葉県在住は

2年前、容疑者逮捕に結びつく情報に100万円の懸賞金を私費で出すと公表した。昨年は懸賞金を150万円に引き上げた。暮らしにゆとりがあるわけではないが「自分ができることはやりたい」と藤堂さんは言う。

東京都葛飾区の住宅地にある消防団の格納庫。入り口に、96年9月に殺害された上智大生、小林順子さん(当時21歳)の冥福を祈る「順子地蔵」が立つ。かつてそこに、順子さんが両親、姉と暮らす家があった。父賢二さん(69)は、事件で放火された家の焼け跡を解決まで残しておきたいと考えたが、焼け跡が朽ちると危険なため撤去した。一方で、新たな住まいを得るために住宅ローンを抱えなければならなかった。

遺族への支援を独自の取り組みで行う団体や自治体がある。香川県警察協会は10年8月から、県内で起きた殺人事件3件

で、懸賞金を出すための上限100万円の支援を遺族に行う取り組みを始めた。兵庫県明石市は13年12月、賠償責任を認められても加害者が支払わない場合、市が上限300万円を立て替え払いし、加害者に請求する制度を条例化した。

こうした制度に政府として取り組んでいる国もある。スウェーデンでは、被害者側が刑事裁判と並行して損害賠償判決を得ることができ、加害者からの賠償金の回収を強制執行庁が支援する。

元警視庁成城署長で未解決事件の被害者遺族が結成した「宙の会」特別参与の土田猛さん(68)は「犯罪被害者遺族は家族を失った悲しみに加え、金銭的な負担を背負う。自治体任せにせず、加害者が負う賠償金を国が肩代わりしたうえで、被害者に請求する制度を議論すべきだ」と訴える。時効廃止から5年8カ月。遺族への救済という残された課題がある。〓おわり

(この連載は福島祥、長谷川豊、山崎征克が担当しました)